

第4章 基本理念等の実現に向けた重点プロジェクト

プロジェクト1 地域包括ケアシステムの構築

わが国は、高齢化の一途をたどっており、『団塊の世代』が75歳以上となる2025年（平成37年）には高齢化がピークを迎え、ひとり暮らし世帯や高齢者夫婦世帯は全世帯の4分の1を占めると推計されています。

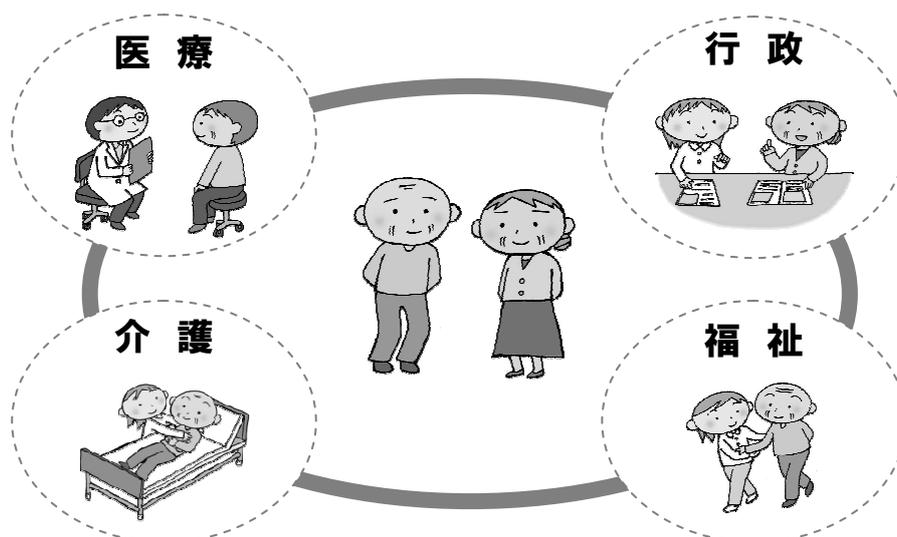
こうした中、国においては高齢化がピークとなる2025年に向けて、病気や介護が必要な状態になっても適切なサービスを利用して、個人の自立とQOL¹の追求が可能になるよう、医療や介護を通じた個々の心身状態にふさわしいサービスが切れ目なく提供できるようなサービス提供体制を構築することが必要とされています。

そして、この体制を高齢者の住み慣れた地域において実現させるためには、地域に根ざした「地域包括ケア体制」の構築が不可欠とされています。

「地域包括ケア体制」とは、在宅の介護や生活支援を必要とする人を早期に発見し、その人に対し迅速に、しかも最も適した形で地域のインフォーマルサービス²をはじめ保健・医療・福祉等のさまざまなサービスが提供される仕組みが十分に機能する体制です。

今後さらに認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等の増加が見込まれる中、地域包括支援センターを中心として、高齢者の生活を地域で支える地域包括ケアの仕組み（＝「地域包括ケアシステム」）が十分に機能するよう地域包括ケア体制の構築を推進する必要があります。

【地域包括ケアのイメージ】



¹ QOL

クオリティ・オブ・ライフ（Quality of Life）とは、一般に、一人ひとりの人生の内容の質や社会的にみた生活の質のこと。ある人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送り、人生に幸福を見出しているか、ということ尺度としてとらえる概念。

² インフォーマルサービス

近隣や地域社会、民間やボランティアなどの非公式な援助活動のこと。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには住民同士が共に支えあう地域づくりが必要です。そこで、民生児童委員協議会・社会福祉協議会・自治会・老人クラブ等関係機関と連携し、地域で高齢者を見守る体制づくりの強化を図ります。

また、「地域包括ケア」を実現するために、高齢者一人ひとりのニーズにあわせ必要な情報やサービスが長期間にわたり切れ目なく包括的・継続的に提供できるよう医療・介護・福祉が連携し、高齢者及び地域の実情を勘案しながら、「地域包括ケアシステム」の構築に向け次のように取り組みます。

○介護サービスの充実

在宅で安心して暮らし続けるためには、訪問看護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の充実が必要となってきます。

しかし、市内には訪問看護・介護予防訪問看護を行う事業所が少なく、サービス提供体制が整っていない圏域があります。サービスの需要が増えてくる中で、今後、事業者の参入を促進しサービスの提供に努めます。

また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や夜間対応型訪問介護等は関係機関や近隣市町とも連携しながら、今後の事業実施に向け検討します。

そして、医療や介護等、関係機関と連携し、高齢者のニーズにあったサービスが提供できる体制づくりに努めます。

○地域包括支援センターの機能充実

高齢者を支援する総合相談窓口として地域包括支援センターの果たす役割は重要なものとなっています。

地域包括支援センターが中心となり、地域の身近な総合相談・支援の機能を果たすことで、介護サービス等の公的サービスだけでなく地域におけるサービスや資源を有効に活用し高齢者やその家族を包括的に支援できる体制づくりの強化に努めます。

地域包括支援センターは、現在、市内2か所に設置しており、各関係機関との連携・協働により高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう機能強化を図り、将来的には日常生活圏域ごとの4か所に設置ができるよう努めます。

○医療機関との連携

在宅で療養する高齢者が、かかりつけ医の協力のもと在宅療養あんしん病院登録システムを活用し、必要なときに安心して適切な医療サービスが利用できる体制づくりを進めます。

また、高齢化が進む中で住み慣れた地域で生活するために、かかりつけ医や地域包括支援センター・ケアマネジャー等が情報の共有化を図れるようなシステムづくりを推進し、医療と介護の連携の強化を図ります。

○認知症対策の充実

認知症高齢者が年々増加していく中で、かかりつけ医、認知症サポート医、認知症疾患医療センターや地域包括支援センター等と連携し、認知症の早期診断・治療が行える体制の強化や連携ネットワークの構築に努めます。

また、認知症になってもその人らしく住み慣れた家庭や地域で暮らし続けられるよう認知症に関する正しい理解を深め、支援者を増やすため「認知症キャラバンメイト」、「認知症サポーター」の養成を行います。

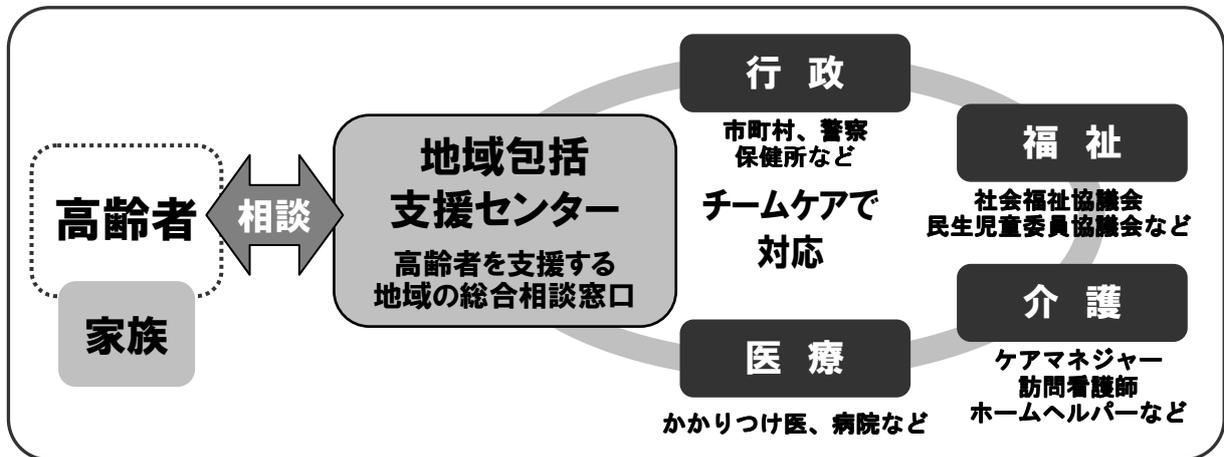
○緊急時における要介護認定者等の円滑な受入体制の構築

在宅で介護をする方が急病等で介護ができなくなり、緊急的な対応が必要となるようなケースが度々見受けられます。安心して介護のできる環境づくりをより一層推進する必要があるため、市内の介護保険施設や介護保険施設連絡会（仮称）等関係機関との連携により、緊急時に円滑な対応ができる体制づくりに努めます。

○ふれあいの居場所作り

空き民家等を利用し、いつでも誰でも気軽に集えるふれあいの居場所を開設し、開放した居場所を提供することにより出会いや地域のつながりを深めます。また、閉じこもりや引きこもり予防、生きがいつくりや孤立・孤独感の解消に努めます。

【連携のイメージ】



地域包括ケアシステム構築に向けた連携イメージ

